

令和 7 年会津美里町議会定例会 8 月会議

議事日程 第 1 号

令和 7 年 8 月 13 日（水）午前 10 時 00 分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案の上程及び提案理由の説明

第 3 議案第 46 号 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 5 号）

第 4 議案第 47 号 ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1 番	櫻	井	幹	夫	君	9 番	洪	井	清	隆	君
2 番	小	柴	葉	月	君	10 番	堤		信	也	君
3 番	荒	川	佳	一	君	11 番	鈴	木	繁	明	君
4 番	山	内		豪	君	12 番	横	山	知世	志	君
5 番	長	嶺	一	也	君	13 番	横	山	義	博	君
6 番	村	松		尚	君	15 番	根	本	謙	一	君
7 番	小	島	裕	子	君	16 番	大	竹		惣	君
8 番	星			次	君						

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町	長	杉	山	純	一	君
副町	長	鈴	木	國	人	君
総務課	長	平	山	正	孝	君
政策財政課	長	渡	部	雄	二	君
産業振興課	長	鵜	川		晃	君
教 育	長	歌	川	哲	由	君
生涯学習課	長	小	林	隆	浩	君

○事務局職員出席者

事務局	長	川	田	佑	子	君
事務局次長兼総務係長		小	林	一	成	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和7年会津美里町議会定例会8月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

説明員の報告はお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

8 番 星 次 君

9 番 渋 井 清 隆 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より議案第46号、議案第47号の計2議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和7年会津美里町議会定例会8月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第46号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）であります。10月4日開催の合併20周年記念式典に関連して、町観光大使の招聘及び会津美里会との交流会の実施等に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億

6,471万1,000円とするものであります。

次の議案第47号は、ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第46号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第46号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第46号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料2ページ、3ページを御覧願います。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億6,471万1,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入でございます。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金18万5,000円の増額につきましては、指定管理鳥獣対策事業交付金でございまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、人の日常生活圏に侵入した熊やイノシシに対し銃器を用いた緊急銃猟制度が開始されることに伴い、新たに予算措置をするものです。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金30万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため増額するものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費24万円の増額につきましては、7節の各種行事報償及び10節の食糧費でございまして、10月4日に開催する合併20周年記念式典に関連して、町観光大使の招聘及び会津美里会との交流会を実施するため、新たに予算措置をするものです。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費24万7,000円の増額につきましては、10節の消耗品費及び11節の保険料でございまして、歳入でもご説明しましたが、緊急銃猟制度が開始されることから、安全確保や損害補償のための保険料等について増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 1点だけ確認したいと思います。

歳出、4ページなのですが、5款農林水産業費です。その中の保険料なのですが、当初の保険料が14万4,000円となっております。今回の補正額が10万円ということで、保険料の違いはあるのか、その点確認します。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの当初予算の保険料並びに今回の補正に違いはあるのかというご質問であります。保険料につきましては、当初の部分につきましては通常の有害鳥獣の捕獲に要する保険でございます。今回補正を計上させていただいた10万円につきましては、今回新たに、先ほど財政課長のほうからも説明ありましたが、改正鳥獣保護管理法の改正に基づく緊急銃猟制度を運用するための保険でございます。そういった出動に対して、損害を与えた場合に対応できる保険に加入する必要があるでございますので、その費用でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） これは誰に対する補償なのか、それはどういうもの、例えばもの、どういうものなのか、その点確認します。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの保険の内容でございますが、捕獲隊が出動した場合に、例えば発砲するということがあります。そういった場合に、発砲した後に熊に当たらず、家屋や自動車に当たったような場合に対応する。町や隊員ではなくて、住居であったり、町民の財産に被害を与えた場合に対応する保険でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、最後になります。事故のないようにする対策とか何かは、町では取っているのでしょうか。その点だけ最後に質問します。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 対応でございます。こちらにつきましては、今現段階で緊急銃猟に関する条件ということで、安全確保という点が指摘されてあります。その中で、実例であれば、安全を確保するために住民の避難並びに安全を確保するための措置としての交通規制並びに熊が出没している地域への立入り制限、こういったものが考えられます。そのほかに、銃猟体制に参加する隊員につきましては、必要となるゼッケンまたは腕章並びに今回消耗品で計上させていただいたヘルメット等の着用が義務化されますので、そういった必要となるものを今回計上したものであります。

○議長（大竹 惣君） 9 番、渋井清隆君。

○9 番（渋井清隆君） 私、ちょっとこの予算に入る前のことなのですが、この様式、46号ですが、上から2番目、令和7年度会津美里町一般会計予算云々という、この様式というのは地方自治法の施行令第14条の様式で定まっているわけですね。それに準じて様式があるのですけれども、そこには、見ますと、地方公共団体名のと、こうなっているのです。そうすると、「会津美里町の」って、この「の」という分が抜けているのではないのですか。抜けているのです。毎回見ていますが。これで様式に準ずるとなっているのですけれども、「の」は要らないのですか、これ。いかがでしょうか。地方自治法の様式を見てください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

以前にもその件でご質問いただきまして、確かに様式ではその「の」が入っているような様式になっておりまして、私もいろいろほかの自治体なんかの例も見させていただきまして、入っていないものもあるようでございまして、再度確認はさせていただきたいと思いますが、今までも本町の場合ですと、「の」が入らない形でずっとやってきた経過もございます。今後、議員ご指摘のとおり、そういった様式には入っているということでございますので、改めて確認をして、もし、ただ直すのであれば令和8年度からとか、そういうような、今後ちょっと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） 3回しか言えないのですから。法令は、法令というのは規則までを法令ですよ。法令にのっとっていないでしょう。規則は法令ですよ。法ですよ。いわゆる様式にのっとってやってくださいよって、これ法律で書いてあるのです。どんな、私も広域のほうも行っていますから、一般会計見ていますけれども、全部入っています、「の」。これに準じなくていいというのは、要は第96条の規定を外す、それで公営企業法であれば適用除外する部分はあるから、これを抜いて、新たに公営企業法は企業法で作って、様式も定まっているのです。これは一般会計ですから、自治法にのっとってやっぱり作るのが当然ではないですか。そういうのもあればあっちもありだという問題ではないと思います。いわゆる様式は何のために定まっているの。そこをもう少しちゃんと教えていただきたい、はっきりと。まず、法律なのか、法律でないのかということ。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時14分）

再 開 （午前10時26分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

副町長。

○副町長（鈴木國人君） ただいまの書式に対するご意見、ご指摘でございますが、これについまし

ではちょっと今調査をさせていただいて、後日回答させていただきたいというふうに思っております。そういう対応がまず定まってから再度お話をさせていただきたいと思っております。すぐに調べますので、ご理解いただければと思います。ただ、今日の今日というわけにもいかないなので、この次の議会にお願いをしたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 合併式典に関しまして質問させていただきます。予算の4ページ、歳出の2款総務費、1項総務管理費、7目企画費のところの補正予算でございます。この24万なのですけれども、当初予算でも組んでいたかと思うのですが、私個人としましては、そもそもの当初予算の積み上げが甘くて、今回補正になったかと思うのですが、これって補正予算になじむものなのかというようなことが私疑問に思っております。つい最近、新たに町観光大使委嘱されましたが、それに伴う補正であれば、ある程度理解できるのですが、提出案件資料を見ますと、各種行事報償ということで21万9,000円計上されておりますが、なぜ今のこの当初の積み上げが甘かったのではないかという疑問、あとはなぜ今の時期にその補正なのか。新たな委嘱した方に対する補正であれば分かるのですが、この補正に至った、補正予算を計上に至った町の認識につきましてお尋ねいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

各種行事報償でございますが、こちら今議員ご指摘ありましたとおり、観光大使を招聘するためのものではございまして、当初は確かにその観光大使の方をご招待する予定ではございませんでした。ただ、いろいろ委嘱をして、活動して、委嘱をして、今まで来たわけですが、なかなかその活動、具体的な活動といいますか、町との関係が少し弱い部分もありまして、この機会に改めて今後活動していただくために記念式典にご招待をして、それからより一層町のPRに努めていただきたいということから、新たにご招待することになったものでございまして、それで当初のときにはちょっとそこまでの考えがちょっと及ばなかったということがございますけれども、今回補正予算でお願いしたいというものでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 当初予算の積み上げの際には観光大使を招聘するという計画はなかったということにつきましては分かりました。

では、招聘するからには今後町をPRしていただくというようなことも必要かと思うので、その辺につきましてはよく対応していただければというふうに思います。これに関しましては、当初のこの質問からずれるので、回答は要らないので、要望だということでお聞きいただければということにいたしたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 4 ページ、農業振興費で需用費と役務費の件について伺います。

今朝ほど、たまたま新聞報道を見ましたら、詳しく、いわゆる駆除の際の流れ弾被害補償ということで自治体向けの保険ができたという記事を見まして、内容が詳しく載っておりました。現在この議案の内容説明では、そういう詳しい点までは述べる必要はなかったのかもしれませんが、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

まず、この保険の内容ですけれども、確かに年10万円程度ということに新聞報道ではなっております。これが9月から契約した自治体が使えるようになるということです。そして、もしも発砲して、周辺の建物や乗り物に被害が出た場合は3,000万円まで補償しますということです。これをまず確認したいと思います。

それから、2点目ですけれども、銃を使って、人がけがした場合は国家賠償法で対応するため、この保険の対象外になるということ、これが2点目です。

3点目ですけれども、いわゆる緊急銃猟制度では、市街地に熊が出没した場合に市区町村長の権限で自治体職員や猟師が発砲できるようになるということですよね。どういう状態になったら発砲する許可を出せるのか。想定しづらいところかとは思いますが、この3点について確認しておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのまず1点目の保険制度の内容でございます。こちらにつきましては、先ほど根本議員がおっしゃったように、建物被害、銃猟を行って、熊に当たらずに、例えば建物の壁を破損したり、自動車等に損害を与えたような場合について補償になるというような内容でございます。そのほかにも、例えば先ほど申し上げた現地の立入り制限がかかります。そういった部分に対して、現地に入れないことによって損害を与えた場合についても対象となる認識でございます。

あと、2点目の国家賠償法の観点でございます。こちらにつきましては、国のほうで、物損事故につきましては町のほうの保険のほうで基本的には対応となるというふうに認識はしております。そのほかにも人的被害があった場合につきましては、国家賠償法により補償するというように制度改正をなされているという認識でございます。

3点目の緊急銃猟制度の流れということでご説明をしたいと思いますが、基本的に地域住民の方から住宅地に熊が出たというような通報がございます。それを受けまして、捕獲する捕獲隊、自治体のほうと警察のほうに連絡をいたしまして、それから現地で参集します。それで、その中で町も入った中で、どういった対応ができるかということで検討するとともに、熊等の監視を続けていきます。その後、銃猟の計画についてどのような対応ができるかと現場を確認しながらやっていく必要がありますので、そういったものを考えまして、安全を確保するための措置ということで、先ほど申し上げた道路の通行止め、建物の立入り制限、敷地への立入り制限、あと住民等の避難等を行った上で銃猟、

狩猟に係る条件の確認をします。この可能となる部分については、人の日常生活圏における場所で安全確保が可能な場所、住宅地に入って閉じ込めたような場合も含みますし、バックヤードということで、河川敷の土手が背後にあって、それ以上弾が遠くに及ばないということが確保できた場合とか、そういった場合も想定されます。当然立入り制限をしますので、近くに人間がいないということが条件になります。細かい部分につきましては、マニュアルを今現在町のほうとしても作成をしておりますので、その中で改めて詳細に詰めていきたいと思いますが、今ある条件としてはそのような条件。当然その緊急銃猟を実施するための対応した上での発砲の安全性を確保するという観点から今申し上げた流れが必要になってきますので、2つの流れを完全に実施できた上での、安全確保した上での狩猟ということで町のほうとしては考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 大分分かってきましたけれども、3点目のことでもう少し詳しく伺います。

うちの場合、会津美里町の場合、町長が発砲する許可を出すわけですね。現場でそういう判断するというのはなかなか厳しいかと思うので、連携の中で、前もって町長がこういう場合は、ああいう場合はということで発砲の許可を出しておいてからの行動になっていくのか、あるいは現場の状況に鑑みて、その時点で判断するように町長の許可を得る、あるいは判断を得るタイミングになるのか、そこがちょっと心配だったのです。いろいろ想定されると思うのですけれども、その点だけ、分かれば、伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 議員おただしのとおり、緊急性を要する事案だろうというふうに想定をしております。それで、先ほど少し申し上げましたが、町のほうとしても、こういったときにどういった対応をするかといったマニュアルについては、説明会が、7月の末ですか、県のほうの説明会がございまして、その要綱、様式、あとはこのパンフレット等を頂いて、手元に届いておりますので、早急にマニュアルをつくって、実際具体的にどのように動くかというところを今現在つくっておるところです。想定される部分としまして、町長が例えば町内に、庁舎内にありまして、そういった事案が発生すれば、町長も必要に応じて出動いただいて、現場での判断ということも想定されますし、出張先であれば、例えば副町長を代理に立てるとか、それもかなわないときには現場判断で、こういったケースについてはこういった対応をするというようなマニュアルをつくれば、それなりに安全に対応できるかというふうに認識しておりますので、早急に今現在そういったマニュアルについては作成したいというふうに考えておりますし、地域住民の安全が大事でございますので、そういった部分につきましては慎重に、かつ適切に進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第47号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第47号 ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） それでは、議案第47号 ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負契約についてご説明いたします。

議案書1ページ、提出案件資料1ページ、提出案件参考資料1ページを御覧ください。本案は、ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、ふれあいの森公園等整備利活用基本構想に基づき、老朽化したふれあいの森公園陸上競技場の改修工事を行うものです。

工事の内容につきましては、トラック改修としまして、直線走路6レーン並びに周回走路4レーンの全天候舗装や全天候舗装により必要となる雨水処理のための排水構造物の設置、走り幅三段跳び改修、砲丸投げ改修、白線標示などを行うものでございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約の相手方は、会津美里町新屋敷字沢道西甲1705番地1、美里建設工業株式会社、代表取締役、佐瀬義彦であります。

説明は以上です。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

6番、村松尚君。

○6番（村松 尚君） 何点かお伺いいたします。

まず、今回の請負契約に至るまで、入札について、公告期間中に1度入札中止になったとお伺いしたましたが、それは事実なのか、お伺いいたします。事実であれば、当初の公告日、また中止した日の日付、中止の理由についてお伺いいたします。前にも同様の事案が出て、当局としては今後入札について確認を行うと答弁しているはずですが、なぜこのような事態が、もし中止になったことがあったのであれば、事態が続いているのか、お伺いいたします。

また、この工事については年度内ということになっておりますが、年度内に完工できる見通しがあるのか、併せてお伺いいたします。

それと、入札事業者からは、あまりにも今回みたいな、その中止という案件が非常に多いという声が出ております。このようなことが続くということは、やはり町としての信用、入札に対する信用という部分が非常に低くなっている。入札事業者からは、やはり何もせずに入札するわけではないですし、積算とかを計算しながら、当然それに対する人件費等々も出ております。そういったものの時間的、また費用的なものがやはり中止という言葉の中でなくなってしまう。やはりそういったものは避けなければいけない。しっかりとした公告をしなければならないという部分も含めて、当局としてはどのような受け止めをされているのか、お伺いいたします。

最後にですけれども、この工事期間中、様々なイベント、例えば新鶴地区の運動会、今年10月に多分変更になっているはずです。また、ワインフェスなんかもあります。そういった部分に対して工事の影響はないのか、最後にその部分もお伺いいたします。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員、複数にわたりますので、もう一度要旨だけ確認をお願いします。

○6番（村松 尚君） まず、1点目としては、中止になったことが事実なのか。

2点目としては、事実であれば、当初の公告日の日付、中止になった日付、中止になった理由。ここで4点です。

前にも同様の案件が出てきて、このような事態が続いているのかという部分が5点目。

この工事が年度内に完成するのかという見通しに関してが6点目。

7点目は、事業者からのそういった声が出ているという部分をどう受け止めているのかという部分

が7点目。

8点目は、今後のイベントについて工事に支障がないのかという部分での全8点ということです。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） では、お答えいたします。

まず、第1点目の事実、中止になった事実につきましては、これは中止をした事実がございます。

2点目の日付につきましては、7月15日に入札中止の決定をしております。

3番目の理由につきましては、公告中の設計書に対する質問……

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、少々お待ちください。

村松議員、何かありましたか。

○6番（村松 尚君） すみません。当初の公告日の日付が抜けています。

○議長（大竹 惣君） では、生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 公告日の日付は7月8日でございます。

中止になった理由としましては、この入札参加する事業者から質問がございまして、質問の内容につきましては、建設機械の損料に対して豪雪補正ありの単価を採用してもいいのかという質問がありまして、そのところで、本来豪雪補正ありで単価を契約すべきところを補正なしで積算したということで、誤りがあるということと、あとさらに設計書の精査が必要であるということで、入札の中止を行ったものでございます。

あとは、4点目のなぜそういうふうになったかということにつきましては、誤りの原因としましては、設計を、業務を委託した事業者さんのほうでチェックが足りなかったということで、ちょっと誤りがありまして、併せて町のほうもチェックはしてはいるのですが、なかなか確認するまでには至らなかったというところでございます。

続いている状況につきましては、5点目の、これにつきましては、設計書に関しては本当にチェックということで重要性は当然理解しているのですけれども、やはりなかなか、例えば豪雪補正とか、そういうことになりますと、なかなかちょっとそういったところまではチェックまでがやっぱり行き届かないというような状況だというところでございます。

6点目の工事期間につきましては、年度内に完成する予定でございます。繰越し等は考えてございません。

7番の町としての信用とか、業者さんに迷惑をかけているということにつきましては、確かに議員おっしゃるとおり、積算というのはかなり労力がかかると思いますので、本当に入札中止していることは申し訳なく思っております。

そして最後に、8番目のイベントにつきましては、これから工事に入っていきますので、ふれあいの森公園の中でのワインフェスですとか町民運動会は困難ということで、主催者さんなどとも協議して、今年はふれあいの森公園は使わないで、別な場所で実施するというところでいろいろお話をしてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） ありがとうございます。ある程度ご説明いただいたので、あれなのですが、やはり設計、委託した設計に関してもやはり見積りが甘かったというところと、なおかつ豪雪補正の部分、また豪雪補正を組むということは、確かに多分年度内にやる、終わらせるという確信がある部分かなと思って、そこに関してはあれなのですが、要は同じような事案ばかりなのです。チェック、チェックって。これから先も中止になるたびに、いや、なかなか大変、積算が大変で、チェックができないのでって。これ多分前回のときも同じような質疑で、複数名の方、同じような質疑されたと思うのですが、実際これを改善するには具体的な案という部分をお持ちなのか、所管としてお持ちなのか、そこが再質の1点目。

また、2点目ですが、今回イベント、一番最後の部分、イベントはふれあいの森運動公園ではできないということですので、そこについてはもう、例えば主催者側、また関係団体との折衝という部分はもうおおむね終わって、了承は得ているという確認でよろしいのか、お願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） 前回の議会におきましてもご質問のあった入札の中止という部分につきましては、前回もお答えさせていただきましたが、県の支援センター等を活用して、第三者の目でチェックをしていただくという形のやり方を今協議、検討させていただいているところで、中、土木関係ですと内部、建設のほうで、建設水道課のほうでも十分チェックできますが、建築等、そういったもの、特殊なものが絡む部分については外部にチェックをしていただくという体制を構築していきたいというふうに進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今ほどの質問にお答えさせていただきます。

イベントの関係ですが、ワインフェスにつきましては、以前から観光協会のほうとも協議を行いまして、場所についても別な場所で、今年に限っては別な場所で実施するという事で準備を進めているところでございます。それから、町民運動会につきましても、これは区長会さん等実行委員会の人ともう既に話は進めておりまして、やはりこれも新鶴の地域内の別な場所で運動会を実施するという事で話はまとまっております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 最後に、1点だけ、ではお伺いしますが、そのチェック体制の構築という部分は、見通し的にはいつ頃を目途に今構築しようとしているのか、最後にそこだけお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 支援センターのほうと現在協議をしております、そういったことをチェックをしていただくことは可能かということで、可能であるという了解は得られておりますので、あと予算的なもの等もごさいます。今すぐという形はなかなか厳しいと思いますが、遅くとも来年度当初からはそういった形で持っていけるようにしていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点だけお願いします。

この工事の内容ですけれども、これを見ますと、本当にグラウンドの内部のいろいろですね。私も現場に何度か行っていますので、気になっているのがり面と、それから西側の階段状のところ、あそこも大分損じているなというふうに思っていました。ですので、この際にあそこもきれいに整備されるのかなというふうには想定していたのですけれども、この工事内容を見ますと、まさにグラウンドの内部だけの工事のようです。そこは確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 質問にお答えいたします。

このたびの工事につきましては、ふれあいの森陸上競技場の中の全天候型舗装等をするというような工事ですので、トラックの外については工事の対象にはなっていないというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 字面からすればそういうことなのでしょうけれども、それは初めから検討対象外だったのですか。私は、グラウンドだけきれいにすればいい話ではないと思っていましたので、ましてやほかから人をお呼びして、いろんな大きな大会が、ある程度の大会も開催するようなことをお話しになっていたではないですか。そういう意味からすると、やっぱり環境的な部分も整備は併せてやるべきではなかったかなと思いますけれども、検討は初めからなかったということですか。今後もないということですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えいたします。

今年は、この陸上競技場の全天候型舗装ということになるのですが、ふれあいの森の利活用の基本構想におきましては、全天候型舗装ではなくて、例えばトイレの改修ですとか、あとその他の周りの施設内の改修ということも構想に掲げていますので、それは今後どういったさらに整備をしていくのかというのは検討しながら進めていくということになります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 1点答弁の修正をお願いいたします。

先ほど私、公告、中止の公告について7月15日と話しましたが、すみません、7月15日は中止決定

をした日で、公告については7月16日の誤りでしたので、7月16日です。

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） あれは、すみません、公告の日です。すみません。この工事の公告日が7月8日でして、中止決定した日が7月15日で、その中止の公告が7月16日ということでした。申し訳ありませんでした。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会8月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和7年会津美里町議会定例会8月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時06分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 星 次

議 員 洪 井 清 隆